平成２２年（フ）第２２６８号
北海道北広島市高台町３丁目６番地２
債務者　萩坂　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５６８号
札幌市手稲区曙６条３丁目４番11―105号
債務者　加藤　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６１５号
札幌市厚別区もみじ台北２丁目９番６号
債務者　中村　淳一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６１６号
札幌市厚別区もみじ台北２丁目９番６号
債務者　中村まどか
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６７９号
札幌市東区北８条東１丁目１番25―508号
債務者　鈴木　創士
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６９６号
札幌市白石区本郷通10丁目北１番27―501号
債務者　小泉　勝義
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７２０号
札幌市東区北48条東19丁目１番26―103号
債務者　村木　和枝
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８５１号
札幌市東区伏古７条２丁目７番８号　エトワール伏古Ａ105号
債務者　武内　　薫（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８５２号
札幌市東区北26条東13丁目２番25―208号
債務者　本田　　高
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８６号
札幌市南区藤野１条８丁目７番23号
債務者　藤澤　晴義
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８７号
札幌市南区藤野１条８丁目７番23号
債務者　藤澤美咲子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９０３号
札幌市北区西茨戸４条２丁目７番８号
債務者　三上　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９３０号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番45―309号
債務者　高田　　準
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４０号
札幌市北区太平８条５丁目６番２号　秋月荘102号
債務者　小本　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９５４号
札幌市西区発寒15条１丁目２番37号　ファンタジア発寒202号
債務者　細井　昌志
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７８号
札幌市西区八軒７条東４丁目５番19号
債務者　遊佐　秀哉
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９９２号
札幌市東区北８条東17丁目３番20―406号
債務者　香島　忠敏
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９９３号
札幌市東区北８条東17丁目３番20―406号
債務者　香島　雅惠
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部